一　完成検査の際、当該特定原動機を改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量をｇで表した値（炭化水素にあっては、炭素数当量による容量比で表した値をｇに換算した値）を、同改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生した仕事量をkWhで表した値でそれぞれ除して得た値の当該特定原動機及びそれらと同一の型式の特定原動機であって既に完成検査を終了したすべてのものにおける平均値が、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の一酸化炭素、炭化水素、窒素酸化物及び粒子状物質の欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	一酸化炭素	炭化水素	窒素酸化物	粒子状物質
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	5.00	1.00	6.00	0.40
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	5.00	0.70	4.00	0.30
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	5.00	0.70	4.00	0.25
定格出力が75kW以上130kW未満である特定原動機	5.00	0.40	3.60	0.20
定格出力が130kW以上560kW未満である特定原動機	3.50	0.40	3.60	0.17

二　完成検査の際、当該特定原動機を改正前ディーゼル特定原動機８モード法により運転する場合に発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、 それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%

三　細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであること。

特定原動機の種別	黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%

2　法第17条第１項ただし書の規定による確認を行う場合において、規則第22条第１項の規定により提示された特定特殊自動車に搭載される軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、当該特定特殊自動車が前項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる日前に製作又は輸入（以下「製作等」という。）をしたものである場合に限り、第２条第１項第４号の規定にかかわらず、細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであれば、規則第２条第１項第１号の基準に適合するものとする。

特定原動機の種別	黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%

3　法第18条の規定による命令の判定を行う場合において、軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるもののうちこの告示による改正前の特定原動機技術基準又は前二項若しくは第13条の規定に適合するものは、第２条第１項第６号の規定にかかわらず、細目告示別添46に規定する運転条件により当該特定原動機を無負荷の状態（それが不可能な構造の特定特殊自動車に搭載する特定原動機にあっては、当該特定原動機を搭載した状態での負荷が最小になる状態）のままで急速に加速させた場合において、アクセルペダルを踏み込み始めた時から発生し、当該特定原動機の排気管から大気中に排出される排出物に含まれる黒煙による汚染の度合いが、次の表の左欄に掲げる特定原動機の種別に応じて、それぞれ同表の右欄に掲げる値を超えないものであれば、規則第２条第１項第１号の基準に適合するものとする。

特定原動機の種別	黒煙
定格出力が19kW以上37kW未満である特定原動機	40%
定格出力が37kW以上56kW未満である特定原動機	35%
定格出力が56kW以上75kW未満である特定原動機	30%
定格出力が75kW以上560kW未満である特定原動機	25%

（型式指定特定原動機と同等の性能を有する特定装置の適用関係）

第13条　軽油を燃料とする特定原動機であって定格出力が19kW以上560kW未満であるものは、第６条の規定にかかわらず、第12条第１項柱書の表の左欄に掲げる定格出力に応じて、それぞれ同表の中欄に掲げる適用日前に型式指定特定原動機とみなす特定装置にあっては、道路運送車両の保安基準第二章及び第三章の規定の適用関係の整理のため必要な事項を定める告示（平成15年国土交通省告示1318号）第28条第137項、第139項、第141項、第143項、第145項、第147項及び第148項並びに細目告示第41条第１項第21号（定格出力75kW以上560kW未満に限る。）及び第２項第１号の基準に適合するものであればよい。